

これまでの経過と今後の取組について

令和8年9月29日
福島市防災局等誘致推進協議会

防災局等の設置にかかる国等の動向

令和8年	3月	防災庁設置法案及び関連法案の閣議決定、国会提出
	7月	法案可決・成立
	11月	防災庁発足予定

令和9年以降 防災局設置予定



※防災庁設置法

- ・内閣に防災庁を設置（第2条）
- ・研修及び研究を行う文教研修施設（**防災大学校(仮称)**）を置くことを可能とする。（第15条）
- ・地方機関として**防災局**を置く。（第16条）
（日本海溝・千島海溝地震、南海トラフ地震の想定地域内）

※地方機関(防災局)の規定：公布の日(R8.7.17)から2年以内に政令で施行日を定める

防災局等の設置にかかる国等の動向

他市等の動向（報道より R8.7.24時点）

- ・ 全国で **45団体** が要望
（21道県、1県市共同、1府市共同、15市、1広域連合、6地域）
- ・ 東北地方では、八戸市、岩手県、遠野市、一関市、宮城県・仙台市、いわき市が要望

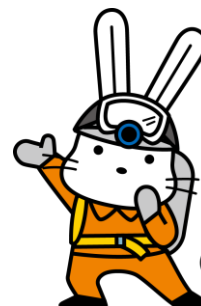
なぜ、福島市は防災局等の設置を目指すのか？

1 目的

- (1) 国の防災体制の強靱化・防災機能のバックアップ
- (2) 国機関との連携を図る中での本市の防災力向上

2 本市の立地適性

- (1) 復旧・復興の経験で培われた**レジリエンス**
(東日本大震災・原子力災害、令和元年台風、2度の福島県沖地震など)
- (2) 大学等の研究機関における**知見の蓄積**
(福島大学環境放射能研究所など)
- (3) 東京から新幹線で90分、太平洋と日本海側を結ぶ**地理的要衝**
(東北自動車道・東北中央自動車道の結節点)
- (4) 連携すべき**機関の集約**
(県庁、自衛隊駐屯地、消防学校、警察学校など)
- (5) 官民連携による**先進的な取組**
(被災者支援システム「生活再建支援ナビ」など)



(「福島市データブック2026」P2)

福島市は防災局等設置の **最適地**

福島市防災局等誘致推進協議会について

1 目的（再掲）

- （１）国の防災体制の強靱化・防災機能のバックアップ
- （２）国機関との連携を図る中での本市の防災力向上

2 目標

本市への防災局等（防災局並びに防災大学校（仮称））の設置



3 活動内容

- （１）**情報収集** 防災局等にかかる国の動向についての情報収集・分析
- （２）**要望活動** 担当大臣等への要望書提出、関係省庁への働きかけ
- （３）**啓発活動** 推進協議会の活動にかかる情報発信、市民向け講演会等の開催

福島市防災局等誘致推進協議会について

4 構成団体

【行政機関等】

- ・福島市
- ・福島市議会

【経済団体】

- ・福島商工会議所
- ・福島県中小企業家同友会福島支部

産官学連携による誘致活動の展開

【研究機関】

- ・福島大学
- ・福島学院大学
- ・福島学院大学短期大学部
- ・桜の聖母短期大学

【顧問】

- ・西山 尚利 衆議院議員
- ・金子 恵美 衆議院議員

【オブザーバー】

- ・東京都荒川区

○災害時における相互応援に関する協定(H18締結)

○荒川区・福島市友好都市協定(H28締結)

〔オブザーバーの役割〕

①会議等への出席(オンライン含む) ②省庁等への要望活動に際し、可能な範囲で支援

今後の取組について

1 要望活動

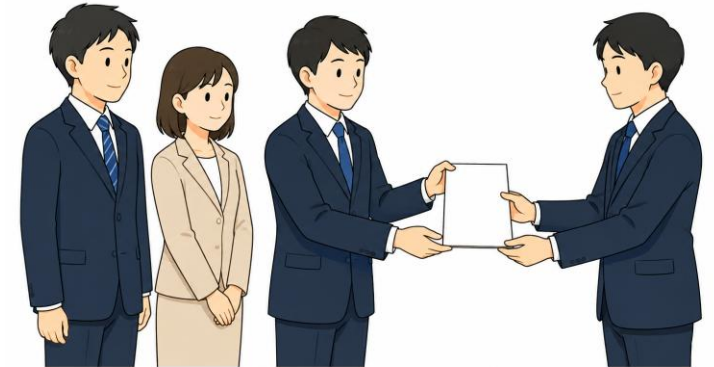
- (1) 日 程 (案) 令和8年10月 5日 (月)
- (2) 要望先 (案) 内閣官房防災庁設置準備室 (調整中) ほか

2 啓発活動

- ①市ホームページでの活動内容の発信
- ②市民向けの講演会等の開催
(令和9年2月頃)

3 会議の開催

第2回推進協議会 令和8年11月予定



復興の経験と知見を、未来の防災力へ

私たちは、**産官学連携**で

福島市への防災局等の設置を目指します！

